今熊地区周辺エリア複合施設整備事業
基本協定書（案）

令和７年１０月３１日

大阪狭山市

目　次

第１条　（契約の締結）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第２条　（市及び事業者の業務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第３条　（契約の締結に向けた協議）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第４条　（業務遂行の指針）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第５条　（事業者の業務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第６条　（準備行為）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第７条　（本協定上の権利義務の譲渡禁止）・・・・・・・・・・・・・・・・2
第８条　（個人情報保護）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第９条　（秘密保持）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第１０条　（本協定の変更）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第１１条　（本協定の有効期間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第１２条　（施設整備請負契約等の不成立）・・・・・・・・・・・・・・・・3
第１３条　（談合その他不正行為等による解除）・・・・・・・・・・・・・・3
第１４条　（違約金等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第１５条　（準拠法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第１６条　（管轄裁判所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第１７条　（協議等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

別紙　事業日程（予定）

今熊地区周辺エリア複合施設整備事業
基本協定書（案）

今熊地区周辺エリア複合施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、大阪狭山市（以下「市」という。）と●●●●（以下「事業者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定は、市が本事業の事業者選定手続きにおいて、事業者を優先交渉権者として決定したことを確認のうえ、市及び事業者が締結する、施設整備請負契約書、行政財産目的外使用許可及び事業用定期借地権設定契約（以下「契約」と総称する。）の締結に向けた双方の協力について定めることを目的とする。

（契約の締結）

第１条　市及び事業者は、本事業に関し、市が令和７年１０月３１日に公表した募集要項、要求水準書及びそれらの添付資料並びにこれらに関する質問回答書（以下「募集要項等」と総称する。）において市が提示した条件に従って、事業者が市に提出した本事業に関する提案書及びその付属資料（以下「提案書等」と総称する。）の内容に基づき契約を締結する。

（市及び事業者の義務）

第２条　市及び事業者は、契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

２　市は、事業者の優先交渉権者としての地位を尊重し、提案書等に沿った内容の契約とするよう努力するものとする。

３　事業者は契約の締結に向けた協議において、本事業の事業者選定手続にかかる今熊地区周辺エリア複合施設整備事業選定委員会及び市の要望を尊重する。

（契約の締結に向けた協議[1]）

第３条　市及び事業者は、次の各号に掲げる契約を締結することとし、これに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をするものとする。なお施設整備請負契約は、仮契約の後、大阪狭山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年大阪狭山市条例第１２号）第２条により、大阪狭山市議会において契約議案が可決された後、同契約を締結する。

⑴　施設整備請負契約の仮契約及び契約

⑵　民間提案エリア①における行政財産目的外使用の許可申請及び使用許可

⑶　民間提案エリア②における事業用定期借地権設定契約に係る覚書及び契約

２　第１項に掲げる契約の締結予定時期は、別紙によるものとする。

３　市及び事業者は、第１項に掲げる契約の締結後も本事業の遂行のために協力する。

---

[1] 民間提案エリア①及び民間提案エリア②については、事業者の提案の有無によって修正します。

（業務遂行の指針）

第４条　事業者は、本事業契約で規定する事業者の各債務の全てについて、相互に連帯債務を負うものとする。ただし、本事業契約で規定する各業務を担当する事業者による当該業務の履行の確保が困難となった場合は、代表企業の責任及び費用負担のもと、当該業務の履行の確保するために代替企業の確保等の措置を行うものとする。

２　特定の事業者が担当する業務の履行の確保が困難となった場合において、他の事業者が当該業務の履行の確保のための措置を行う場合は、事前に当該措置の具体的内容について市に書面を提出した上で説明し、市の事前承諾を得ることを要する。

３　事業者は、前項に定める他の事業者による業務の履行の確保のための措置として、業務の履行の確保が困難となった事業者（ただし、代表企業である▲▲▲▲を除く。）に代わり、募集要項に規定する構成企業となるべき要件を満たす新たな企業を事業者として追加することができる。この場合は、事業者は、新たな企業が、募集要項に規定する構成企業となるべき要件を満たすことを証する書類を添付した書面により、市の承諾を得ることを要する。

（事業者の業務）

第５条　本事業の遂行において、事業者は、別途合意した場合を除き、次の各号に定める役割及び業務を自己の費用と責任において実施する義務を負うものとし、募集要領等及び提案書等に従って本事業を実施する。

(1)　設計業務（基本設計、実施設計及び関連業務含む）

(2)　工事監理業務

(3)　[1]解体及び建設工事

(4)　引渡し業務

(5)　民間提案事業の維持管理・運営

（準備行為）

第６条　契約の締結前であっても、事業者は自己の費用と責任において本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（本事業の実施に必要な設計、各種申請及びこれらに伴う市との協議を含む。）を行うものとし、市は必要かつ可能な範囲内でかかる準備行為に協力する。

（本協定上の権利義務の譲渡禁止）

第７条　市及び事業者は、相手方の承諾なく本協定上の権利義務につき、第三者に譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（個人情報保護）

第８条　市及び事業者は、本事業の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守しなければならない。

[1] 解体については事業者の提案によって修正します。

（秘密保持）

第９条　市及び事業者は、本事業の履行に関して相手方から秘密情報として取得した情報について、責任をもって管理し、相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示し、又は本協定の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示が求められる場合、本事業の遂行のため必要なものとして弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に開示する場合、事業者が本事業に関する資金調達を図るため合理的に必要なものとして開示する場合、又は市が大阪狭山市情報公開条例（平成１８年条例１０号）等に基づき開示する場合は、この限りではない。

（本協定の変更）

第１０条　本協定の規定は、市及び事業者の書面による合意によらなければ変更することはできない。

（本協定の有効期間）

第１１条　本協定の有効期間は、第３条に示す契約及び許可申請がなされた日までとする。ただし、第３条に示す契約及び許可申請なされなかった場合にはその不成立が確定した日をもって終了するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第９条、第１５条及び第１６条の規定は本協定終了後も効力を有するものとする。

（施設整備請負契約等の不成立）

第１２条　施設整備請負契約について大阪狭山市議会の議決が得られなかったとき又は市及び本事業者のいずれの責めにも帰することができない事由により事業の実施が不可能又は極めて困難となり第３条に定める契約の締結等に至らなかったときは、既に市と本事業者が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

（談合その他不正行為等による解除）

第１３条　市は、事業者（事業者が共同企業体である場合はその構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、本協定を解除し、第３条に示す契約を締結しないことができる。

⑴　事業者が本協定に違反したとき

⑵　事業者が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

⑶　事業者が、実施要領等において提示された参加資格の一部又は全部を喪失したとき

⑷　事業者が、本事業に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条に規定する納付命令）を受け、当該排除命令が確定したとき

⑸　事業者の代表者、役員又は使用人について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第

96 条の６又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき

⑹　事業者が次のいずれかに該当するとき

ア　本事業者又は本事業者の役員若しくは使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に掲げる暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ　本事業者又は本事業者の役員若しくは使用人がいかなる名義であるかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴対法第２条第２号に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ウ　本事業者又は本事業者の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

エ　本事業者又は本事業者の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

オ　本事業者又は本事業者の役員若しくは使用人が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他自らが行う契約において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

（違約金等）

第１４条　前条に基づき本協定が解除された場合は、事業者（本事業者が共同企業体である場合はその構成員も含む。以下、本条において同じ。）は、本事業の応募手続における本事業者の提案額の100分の10に相当する額を、違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

２　前項に規定する違約金については、本事業者が共同企業体である場合はその構成員が、連帯して支払わなければならない。

３　前２項の規定は、市に生じた実際の損害額が第１項に規定する違約金の額を超える場合、市が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（準拠法）

第１５条　本協定は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令等に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第１６条　本協定に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、市の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（協議等）

第１７条　本協定書に規定のない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書●通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

市：大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地
大阪狭山市
大阪狭山市長　　古　川　照　人

事業者：
住所
商号
代表者

（代表構成員）
住所
商号
代表者

（構成員）
住所
商号
代表者

（構成員）
住所
商号
代表者

（別紙）

事業日程（予定）

1	基本協定の締結	・・・・・・・・・・・・	令和　８年　５月●●日
2	施設整備請負契約（仮契約）の締結	・・	令和　８年　５月●●日
3	施設整備請負契約の締結	・・・・・・・・	令和　８年　６月●●日
4	設計業務開始予定	・・・・・・・・・・・	令和　８年　６月
5	解体工事開始予定	・・・・・・・・・・・	令和　８年　●月
6	建設工事開始予定	・・・・・・・・・・・	令和　９年　●月
7	複合施設の供用開始予定	・・・・・・・・	令和●●年　●月
8	整備エリア全体の供用開始予定	・・・・	令和１３年　４月

・　民間提案エリア①における行政財産目的外使用の許可申請及び使用許可については、本施設の供用開始までに行うこと。

・　民間提案エリア②における事業用定期借地権設定契約に係る覚書及び契約については、締結時期等、事業者との協議によって定めるものとする。

・　「備品調達・設置」「既存機能の仮移転・移転」「解体工事」等について、全部又は一部市が別途発注する場合に、スケジュール調整や備品カタログ等の参考資料の提供など、協力すること。